

ポイントに関する会計処理
-事例及び会計処理規定の解釈を通じて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-11-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 翔一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19691

「ポイントに関する会計処理—事例及び会計処理規定の解釈を通じて—」

Accounting for points
—through observing transactions and understanding the accounting procedures about points—

学位請求者 経営学専攻
村上翔一

内容の要旨

1. 本研究の問題意識と目的

我が国において、ポイントは多くの企業で発行され、その発行数は年々増加し、汎用的な取引となっている。ポイントに関する会計処理は、我が国において規定はなく、実務が先行する形で引当金として処理される。一方、国際的には、ポイントは収益認識基準の枠内に規定があり、我が国と会計処理が異なる。しかし、国際財務報告基準第15号(IFRS15)にはポイントに関する規定があるものの、売上取引と同時にポイントが付与される場合のみ適用され、ポイントが単独で発行される場合には適用されない。

このように、我が国ではポイントに関する会計基準が存在せず、一方のIFRS15では、ポイント取引に対する包括的な会計処理規定ではない。従って、ポイントに関する包括的な会計処理規定を導出することが本稿の目的である。

本稿での研究方法は、我が国及びIFRS15に関する規定の解釈を行い、当該解釈が事例に適用可能かを検証し、当該検証の後に、ポイント取引すべてに適用可能な会計処理を演繹的に提示することである。

2. 本研究の構成ならびに各章の要約

Iでは、ポイントとポイント・プログラムの現状を確認する。ポイントは多くの業種で発行され、また、多くのもので交換される。ポイント・プログラムは、そのポイントの発行形態・顧客によるポイント使用・ポイントの交換先の視点等で分類可能であり、当該分類を示している。発行形態では、ポイントの発行と使用を顧客との相対で行う独立型ポイント・プログラムとポイント取引に関する当事者が3者以上である提携型ポイント・プログラム、顧客による使用の条件として即時使用可能型と

蓄積型、交換先として、景品、値引き、電子マネー等があることを示した。

IIでは、ポイントに関する会計処理を比較している。我が国において、ポイントに関する会計処理規定は存在せず、実務上、引当金として会計処理される事例が増加している。ポイントを引当金として会計処理する場合には、顧客のポイント使用率、ポイントの単価、ポイント残高をすべて掛け合わせた金額が計上されるが、ポイント単価の見積もりを、ポイントの公正価値またはポイントとの交換によって提供される財貨・用役の原価のどちらを使用するかは、企業の判断に左右される。

国際財務報告基準(IFRS)において、2007年に公表された国際財務報告解釈指針第13号(IFRIC13)と2014年に公表されたIFRS15にポイントに関する会計処理規定が存在する。そこでは、ポイントが販売と同時に付与される場合、取引対価を販売した財貨・用役とポイントに配分する処理を要求している。また、IFRIC13とIFRS15は、概ね同等であることを示した。

我が国とIFRSの会計処理は異なり、これらの仕訳の確認や実務における影響を、IFRSを任意期適用した企業の有価証券報告書を用いて確認している。

IIIでは、我が国における実務の論理性を検討している。我が国の実務上、ポイントは引当金として会計処理される。その際の論拠は、ポイントを付与する際の売上と、ポイント費用が対応するとされ、当期の費用として計上される。当該費用の相手勘定としてポイント引当金が計上される。しかし、どのような側面をもって対応と考えられているかが不明確であることから、我が国における引当金の議論やポイント引当金と類似する引当金との比較によって、ポイントを引当金として会計処理することへの論理性を検討している。

ポイントを売上の値引きとして考える場合、ポイントによって値引きされた売上と対応するはずであり、付与

時の売上とは対応せず、景品として考える場合には、ポイントの付与率が判明しているならば、売上に対する確定債務として未払金が会計処理される。

また、製品保証との類似性を検討した場合、ポイント付き販売は、ポイントに関するサービスが未実現であるとして収益控除性引当金と解釈する方法と、販売取引とポイント取引が独立し、両者に対して対価が支払われたと解釈する方法が考えられる。前者は、製品保証とは異なり、ポイント交換と販売時に提供される財貨・用役とに関連が無いことから、収益控除として捉えるにはその根拠が乏しい。後者は販売取引とポイント取引を別の取引と識別するも、ポイント付与の有無で取引価格が変化しないことから、製品保証付き取引における、保証分に対する対価の算定方法を援用することができない。従って、我が国における引当金の考え方では、ポイント引当金を説明できないことを示した。

IVでは、ポイントの会計基準設定に関する海外の議論を概観している。まず、米国発生問題専門委員会(EITF)での、ポイントに関する議論を確認した。EITFでは、ポイント付与取引や売上割戻に関する会計処理を検討していたが、当時は国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が、収益認識に関する議論を行っていたことにより、当該収益認識基準が定まってから検討するとして議論が中断された。

IASBにおいては2006年から、ポイント・プログラムに関する会計処理に対する規定がなく、実務が多様であったことから、当該規定に関する議論が行われた。ここでは、国際会計基準第18号(IAS18)を適用し、ポイント付与取引を財貨・用役の提供義務とポイントの2つの要素を識別し、複数要素処理を行う方法、販売取引に対応するポイント費用を計上し、引当金を計上する方法、そしてポイント・プログラムの性質で両方法を使い分ける方法の3つを提示し、複数要素処理を行う方法を支持した。しかし、それぞれの方法に長所短所があり、積極的に複数要素処理を行う根拠が存在しなかった。また、IFRICが示した複数要素処理において、個別に識別可能な構成要素をもって、複数要素処理を行う方法を提案しているが、当該構成要素の定義はなく、収益全般にかかる検討事項であるとして、当該定義の検討を見送っている。

また、提携型ポイント・プログラムにおける会計処理や、複数要素処理を行う際に、ポイントが使用されなかった分(失効分)をどのように処理するかが検討され、

前者では自己の計算(principal)と代理(agent)の場合で収益の認識方法を分類し、後者では失効率を測定時に使用することを決め、それらを含めた公開指針D20を提示した。

公開されたD20に対して、多くのコメントレターが寄せられ、当該支持者は過半数を満たしていなかった。多くのD20の反対意見に対して、IFRICはそれらに対して反論し、D20がIFRIC13として確定された際には、ポイントの時間価値を考慮しないこと、取引対価の配分方法として公正価値に基づいた比例配分法をD20で提案していたが、IFRIC13では配分法を特定せず、経営者の判断に任せること、提携型ポイント・プログラムでは、上記自己の計算または代理に基づいて収益認識すること、という若干の修正のみを行った。このようにIFRIC13は確定したが、複数要素処理を行う根拠が理論的に乏しいことが判明する。

Vでは、2014年にIFRS15が公表されたため、当該IFRS15とIFRIC13との違いと、IFRS15におけるポイントに関する規定の分析を行っている。IFRS15では、収益認識ステップを示し、そこでは、財貨・用役を移転する契約から履行義務を識別し、独立販売価格を基礎に、取引対価を当該履行義務に配分する処理を求めている。当該ステップは、IFRIC13に欠如していた構成要素の識別に関する指針として機能し、また、IFRIC13が要求する処理と整合的であることから、IFRS15はより精緻化された基準と考えられる。変更点としては、取引対価の配分方法が比例配分法となり、公正価値から独立販売価格へと測定属性が変化したことである。

IFRS15の規定を解釈した後に、IFRS15を具体的な事例に適用した。独立型ポイント・プログラムへIFRS15を適用する際には、収益の定義通り、通常の活動過程でポイントが生じるか否か、当該プログラムが商業的パッケージであるか否かによって、会計処理が多様化する余地がある。

提携型ポイント・プログラムへIFRS15を適用する場合、IFRIC13でも存在した自己の計算または代理と同様、本人(principal)または代理人(agent)として分類する規定がIFRS15にも存在し、当該規定との関連を検討した。代表的な事例にIFRS15の代理人の規定と比例配分法を適用すると、当該事例では他社のポイントを付与する度に費用が生じることになるため、元から不利な契約を締結していると考えられ、ポイントの付与が合理的でなくなる。

また、IFRS15 の設例を解釈すると、ポイントが顧客にとって重要な権利である場合には、複数要素処理が要求され、重要な権利でない場合には、引当金としてポイントが処理されると考えられ、ポイントに関する会計処理に階層性が存在することを示した。

VIでは、ポイント・プログラムが拡大し、ポイントが電子マネーにも交換可能な場合を検討している。まず、電子マネーに関する EITF と IFRIC の議論を概観し、電子マネーが金融負債であることを確認した。

ポイントは IFRS15 で規定されている様に非金融負債と考えられるが、電子マネーと交換されるポイントに関して検討し、その場合には準電子マネーとして金融負債として会計処理することを提案した。

VIIでは、電子マネーの議論を参考に、ポイントは金融負債か非金融負債を検討した。我が国における商品券勘定の性質を検討し、商品券勘定は非金融負債とされるが、金融資産を決済する義務や受入れ他店商品券は金銭債権であるとして、金融商品としての性質を有することを指摘した。商品券は、プリペイドカード、電子マネーと発展しており、それらも金融負債としての性質を有し、ポイントも金融負債として認識可能であるかを事例ごとに検証した。また、国際会計基準第 37 号 (IAS37) の改訂案の非金融負債の定義を参考に、ポイントを金融負債とし、必要に応じて非金融負債に振り替える処理を提案した。しかし、情報有用性の観点から、当初測定においては非金融負債と同様の処理を提案した。